

## 車検ステッカーの改良について

### 1. 経緯

- 令和5年1月より、指定整備事業者（民間車検場）において車検証の有効期間を更新する際に、国交省運輸支局等に出向くことが不要となる記録事務代行制度を開始。
- これに伴い、これまで運輸支局等で発行していた検査標章（車検ステッカー）について、指定整備事業者が（一般に市販されているプリンターで）発行が可能となるよう、ステッカーの仕様を変更。

### 2. 不具合の発生と国土交通省の対応

- ステッカーの仕様変更により、整備事業者等からステッカーの品質に対するクレームが寄せられていた（例：台紙から剥がしづらい）。
- これを踏まえ、当該ステッカーについて、新たなものに改良することとし、生産準備が整い次第使用していく（6月中旬を予定）。
- これにより、全体の99.2%が対策されることとなる。

#### <現行のステッカー>

発行者	シェア		対応
運輸支局等で発行するステッカー	99.2%	⇒	今回改良
指定整備事業者が発行するステッカー	0.8%	⇒	引き続き改良

※昨年度実績

- なお、指定整備事業者で発行するステッカーについては、引き続き、改良に向けた取り組みを継続。

### 3. 連絡先等

- ご不明な点などがあれば以下の連絡先に何なりとご連絡下さい。

#### <連絡先>

国土交通省 物流・自動車局 自動車整備課長 多田  
課長補佐 川俣  
TEL:03-5253-8598